2009年 12月

## 今回のテーマ: 減資

#### 1. 減資のねらい

減資は、一般的につぎのような効果を意図して行われます。

1)会計:資本金の減少額を欠損金のてん補に充てることで、BS上の欠損金を解消する。

2)株主向け:1)と関連して、欠損金を解消することで株主への配当(財産の払戻し)が可能となる。

3) 会社再建:無償減資と(第三者割当)増資により、会社の再建を図る。

4)税 務:資本金を1億円以下とすることで、中小企業に対する税務上の優遇措置を受ける。

### 2. 減資の会計処理

# 【設例】

現状:資本金300百万円、欠損金(利益剰余金のマイナス残高)150百万円

減資:資本金200百万円を減額させ、同額をその他資本剰余金とする

A 欠損金のてん補:その他資本剰余金 150 百万円を、欠損金のてん補に充てる

B 剰余金の分配(財産払戻し): その他資本剰余金 50 百万円につき剰余金分配(財産払戻し)実施

現状

資産	500	負債	350
		資本金	300
		その他資本剰余金	0
		その他利益剰余金	150

資本金 200 / その他資本剰余金 200

資産	500	負債	350
		資本金	100
		その他資本剰余金	200
		その他利益剰余金	150

A その他資本剰余金 150/ その他利益剰余金 150

資産	500	負債	350
		資本金	100
		その他資本剰余金	50
		その他利益剰余金	0

B その他資本剰余金 50 / 資産 50

資産	450	負債	350
		資本金	100
		その他資本剰余金	150
		その他利益剰余金	150

会社法では、剰余金の分配(財産の払戻し)について、剰余金の額(その他資本剰余金およびその他利益剰余金の額)を基礎として一定の計算により算出された金額(分配可能額)を限度とします。 純資産が300万円以下の場合は、分配することができません。

(次ページへ)

# お見逃しなく!

- ・減資手続きには、原則として株主総会の特別決議を要し、債権者保護手続きが必要となります。 (今月の経理情報 2008 年 194 号「会社法における減資の手続き」ご参照)
- ・税務上の資本金額の算定は、事業年度期末時点の金額によります。
- ・減資および欠損金のてん補をしても、税務上の「資本金等」および「利益積立金額」の金額に変動 はありません。均等割計算上の「資本金等」は変動せず、税務上の繰越欠損金がある場合には、会 計上とは関係なく、引き続き期限到来まで使用可能です。

http://www.nichizei.com/nbs/modules/cjaycontent/mailma\_bn/080416.pdf